旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 総務部  　法務課 | 旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 熊本県 | 令和６年11月21日  から同月22日まで | 45,100円 | 令和７年２月18日 | | Ｂ | 熊本県 | 令和６年11月21日  から同月22日まで | 45,900円 | 令和７年２月18日 | | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第47条関係  １　概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。  なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同月27日まで）